



指定仮設とする場合の施工条件及び設計図書における施工条件明示について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成12年5月25日

（案1）

管 第 129 号
平成12年5月25日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

指定仮設とする場合の施工条件及び設計図書における施工条件明示について（通知）

仮設及び施工方法は、建設工事請負契約書第1条第3項では「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。」としており、一般的には任意で、特別な場合のみ指定することとなっております。しかしながら、現状は、任意仮設とすべきもので契約図書に仮設図面を添付している工事、また任意施工となっているにもかかわらず変更対象としている工事等、任意仮設と指定仮設の使い分けが十分になされていません。

ついては、別添「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を送付しますので、指定仮設とする場合の施工条件及び設計図書における施工条件明示について徹底をお願いします。